

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 6 月 / 日

申請者 氏名又は名称 カダシキガイシャ ウエキコウギョウ 株式会社 **植木工業**

住所 〒630-0243 奈良県生駒市俣口町687番

代表者氏名 ウエキ ショウイチ 代表取締役 **植木 勝一**

電話番号

FAX番号 TEL 0743-86-4554 FAX 0743-86-4566

メールアドレス ueki-kogyo@idn.itkeeper.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 26 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 2 年 6 月 / 日

申請者 氏名又は名称 株式会社植木工業

住 所 〒630-0243 奈良県生駒市俵口町687番地

代表者氏名 植木 勝一



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
ウエキ ショウイチ 代表取締役 植木 勝一 ハマグチ ケンイチ 取締役 濱口 健一	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株 式 会 社 植 木 工 業
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 630-0243 住所 奈良県生駒市俵口町687番地  電話番号 0743-86-4554 FAX番号 0743-86-4566 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
植木 勝一 ウエキ ショウイチ  谷川 宏明 タニガワ ヒロアキ  藤岡 裕也 フジオカ ユウヤ	第155577号  第266177号  第303584号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表(第18条関係)

## 機 械 器 具 調 書

令和 2 年 6 月 / 日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	金のこ	KAKUDAI	10本	
	塩ビカッター	MCC VC-42ED φ13～φ50	2ヶ	
管加工用機械器具	パイプネジ切り機	REX φ40～φ75	1台	
	やすり	中目	5セット	
	NS溝切り機	板橋機械工業(株) NSJ-75	1台	
	電動穿孔機	前澤給装工業(株) φ20～φ50	1台	
接合用の機械器具	NS管用接合工具	大成機工(株) φ75～φ250	1セット	
	パイプレンチ	MCC φ13～φ75	1セット	
水圧テストポンプ	トーチランプ	いわたに	3セット	
	テストポンプ	KYOWA T-50KP	1セット	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 6 月 1 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 植木工業

住 所 〒630-0243

奈良県生駒市俵口町687番

代表者氏名 植木 勝一



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県生駒市俵口町 687 番地  
株式会社植木工業

会社法人等番号	1200-01-169761	
商号	株式会社植木工業	
本店	奈良県生駒市新生駒台 11-30	
	奈良県生駒市俵口町 687 番地	平成 26 年 9 月 18 日移転 平成 26 年 9 月 19 日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成 24 年 3 月 30 日	
目的	<p>1 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事の設計、施工並びに監理</p> <p>2 産業廃棄物、一般廃棄物の収集、運搬、保管、処理及び再生業</p> <p>3 前各号に付帯関連する一切の業務</p>	
発行可能株式総数	500 株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100 株	
資本金の額	金 500 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式の譲渡による取得については、代表取締役の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。	
役員に関する事項	取締役	植木 勝 一
	取締役	植木 勝 一
		平成 29 年 5 月 31 日重任 平成 29 年 6 月 28 日登記

奈良県生駒市俵口町687番地  
株式会社植木工業

	<u>取締役</u> <u>濱口健一</u>	平成25年11月11日就任
	取締役 <u>濱口健一</u>	平成29年 5月31日重任
		平成29年 6月28日登記
	<u>大阪府寝屋川市香里新町10番1-1102号</u> <u>代表取締役</u> <u>植木勝一</u>	
	<u>大阪府寝屋川市松屋町1番1-1013号</u> <u>代表取締役</u> <u>植木勝一</u>	平成26年 3月18日住所 移転
		平成26年 7月 9日登記
	大阪府寝屋川市松屋町1番1-1013号 代表取締役 <u>植木勝一</u>	平成29年 5月31日重任
		平成29年 6月28日登記
登記記録に関する 事項	平成25年11月11日大阪府寝屋川市香里新町10番1-1102号から本 店移転	平成25年11月13日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 5月29日

奈良地方法務局

登記官

南

英

樹



# 株式会社 植木工業 定 款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 植木工業 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事の設計、施工並びに監理
- 2 産業廃棄物、一般廃棄物の収集、運搬、保管、処理及び再生業
- 3 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県生駒市俵口町 687 番に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、500 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、代表取締役の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。

(相続人等に対する売渡請求)

第 8 条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請



求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産表示請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第11条 前2条の請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当社所定の書式により、住所、氏名及び印鑑を当社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

### 第3章 株主総会

(招集時期)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、

臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

(招集通知)

第16条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の5日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに発するものとする。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2 取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の資格)

第22条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当会社にと取締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置き、取締役の互選により定める。

2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

3 当会社の業務は、専ら取締役社長が執行する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第29条 剰余金の配当が、その支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

以上は当社の現行定款に相違ありません

令和 2 年 6 月 1 日

株式会社 植木工業

代表取締役 植 木 勝



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第155577号  
交付年月日 平成11年 2月23日  
本 籍 長崎県  
フリガナ うえだ しげのり  
氏 名 植木 勝一  
生年月日 昭和50年12月 7日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

第二六六一七七号

給装盟事主任技術者免状

本籍 奈良県

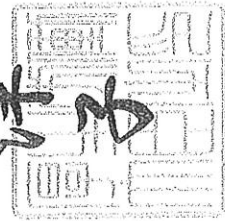
氏名 谷川 宏 明

昭和五十七年八月十二日生

水道法昭和五十年法律第七十五号の  
規定により給水装盟事主任  
技術者免状を交付する。

平成二十四年二月二十九日

厚生労働大臣 小宮 山 洋子



第三〇三五八四号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

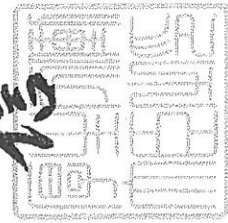
氏名 藤岡 裕也

平成四年五月二十日生

水道法昭和五十年法律第百七号の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

令和二年二月七日

厚生労働大臣 加藤勝信

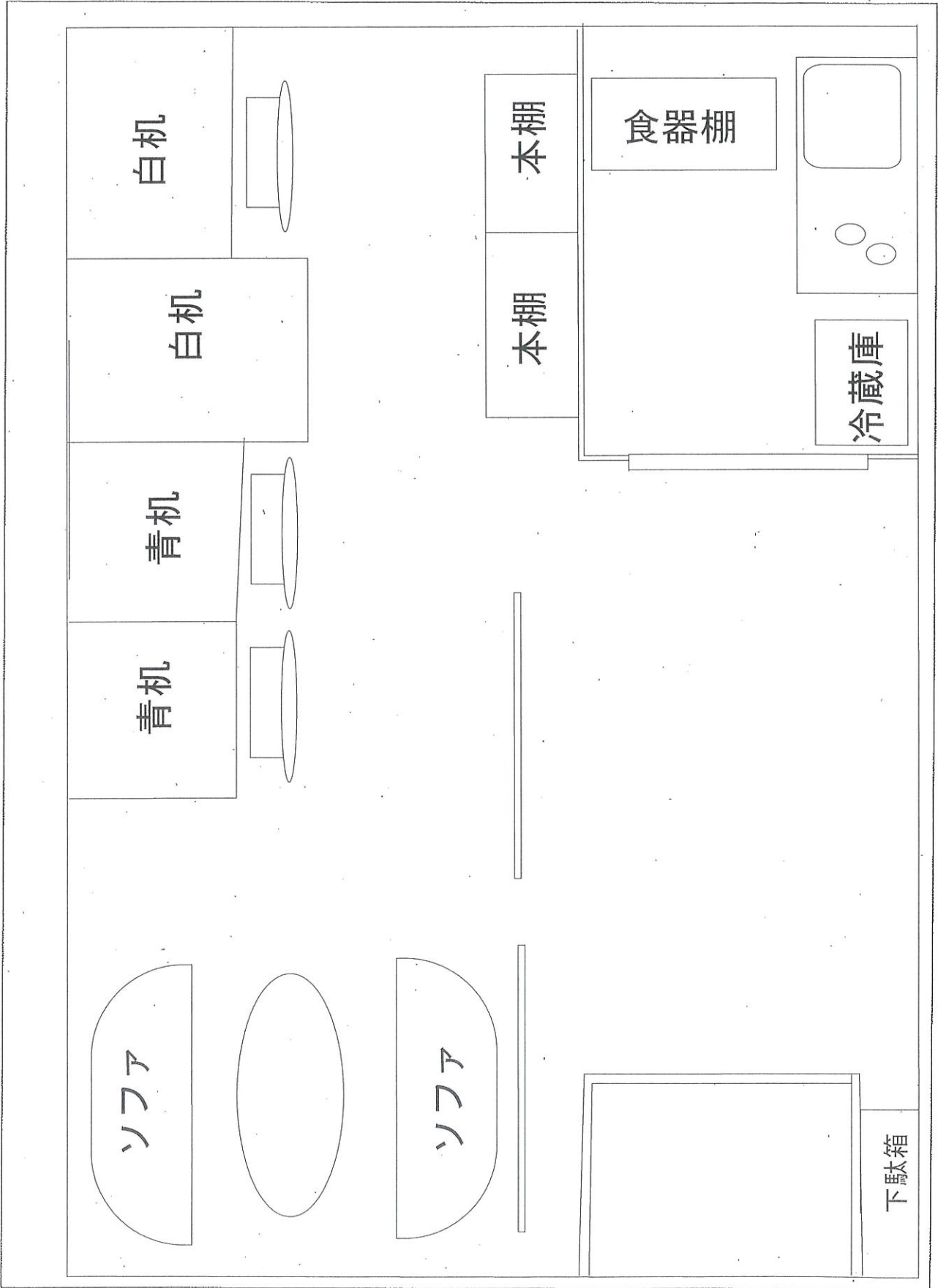


# 事業所の位置図



※ 住宅地図等コピー可





店舗の平面図

## 店舗の写真



### 撮影箇所

1. 店舗の正面（看板を含む）
2. 店舗の内部（事務室全景）

※台紙が足りない場合は複写してください。

## 店舗の写真



## 写真の貼付

### 撮影箇所

1. 店舗の正面（看板を含む）
2. 店舗の内部（事務室全景）

※台紙が足りない場合は複写してください。

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 6 月 1 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 植木工業**  
 住所 〒630-0243 奈良県生駒市俣口町687番  
 代表者氏名 **植木 勝一**  
 電話番号  
 FAX番号 TEL 0743-86-4554 FAX 0743-86-4566  
 メールアドレス ueki-kogyo@ida.itkeeper.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
  - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
  - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
  - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 26 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 6 月 1 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 植木工業

住 所 〒630-0234

奈良県生駒市俵口町 687 番

代表者氏名 植木 勝一 印

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 植木工業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
植木 勝一 ウエキ ショウイチ	第 155577 号	
谷川 宏明 タニガワ ヒロアキ	第 266177 号	
藤岡 裕也 フジオカ ユウヤ	第 303584 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第155577号  
交付年月日 平成11年 2月23日  
本 籍 長崎県  
フリガナ 植木 勝一  
氏 名 植木 勝一  
生年月日 昭和50年12月 7日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



第二六六一七七号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

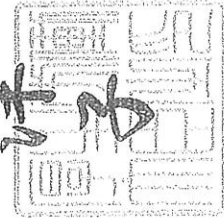
氏名 谷川 宏明

昭和五十七年八月十二日生

水道法昭和五十二年法律第百七十五の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成二十四年二月二十九日

厚生労働大臣 小宮山 洋子



第三〇三五八四号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 藤岡 裕也

平成四年五月二十日生

水道法昭和五十年法律第七十七号の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

令和二年二月七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

